

令和2年12月和水町議会第4回定例会会議録

令和2年12月7日和水町議会第4回定例会を議場に招集された。

1. 令和2年12月7日午前10時00分招集

2. 令和2年12月7日午前10時00分開会

3. 令和2年12月7日午後0時02分閉会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒木 宏太	2番 白木 淳	3番 齊木 幸男
4番 坂本 敏彦	5番 竹下 周三	6番 高木 洋一郎
7番 秋丸 要一	8番 松村 慶次	9番 庄山 忠文
10番 池田 龍之介	11番 森 潤一郎	12番 蒲池 恭一

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	中嶋 光浩	書記	西原 利沙
-------	-------	----	-------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	副 町 長	松 尾 栄 喜
教 育 長	岡 本 貞 三	総 務 課 長	上 原 真 二
総合支所長兼農林振興課長	富 下 健 次	会 計 管 理 者	泉 法 子
まちづくり推進課長	石 原 康 司	税務住民課長	高 木 浩 昭
健康福祉課長	坂 口 圭 介	商工観光課長	大 山 和 説
建 設 課 長	中 嶋 啓 晴	住 民 課 長	有 働 和 明
農業委員会事務局長	松 尾 修	学校教育課長	下 津 隆 晴
社会教育課長	前 淵 康 彦	病院事務部長	池 上 圭 造
特養施設長	樋 口 幸 広		

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 常任委員長報告(行政視察研修報告)

日程第 6	議案第80号	和水町職員の降給に関する条例の制定について
日程第 7	議案第81号	和水町条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例の制定について
日程第 8	議案第82号	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第 9	議案第83号	和水町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第10	議案第84号	和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第11	議案第85号	令和 2 年度 和水町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第12	議案第86号	令和 2 年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）
日程第13	議案第87号	令和 2 年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第 2 号）
日程第14	議案第88号	令和 2 年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 4 号）
日程第15	議案第89号	令和 2 年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第16	議案第90号	令和 2 年度 和水町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第17	議案第91号	令和 2 年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第 3 号）
日程第18	議案第92号	令和 2 年度 和水町病院事業会計補正予算（第 4 号）
日程第19	議案第93号	財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・土地）
日程第20	議案第94号	財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・建物等）
日程第21	議案第95号	指定管理者の指定について（和水町福祉センター）
日程第22	議案第96号	指定管理者の指定について（菊水ロマン館）
日程第23	議案第97号	指定管理者の指定について（和水町三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）
日程第24	認定第98号	町道の路線認定について

開会 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和 2 年第 4 回和水町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において 9 番庄山忠文君、

10番池田龍之介君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの5日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月11日までの5日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和2年第4回和水町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、年末を控え公私極めて御多忙のところ、出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例5件、補正予算8件、その他6件の計19件であります。この諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事進行を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

また、各位には、新型コロナウイルス感染防止対策を図りながら、諸般の議事運営に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会の説明者の出席を要請しております。

9月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、別紙にて、お手元に配らせていただいております。

以上で、諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第4 行政報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 皆様、改めましておはようございます。

（おはようございます。）

町長の高巢でございます。本日は、令和2年第4回定例会を招集お願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

また、日頃より町政に対する御理解、御協力をいただいておりますことに対し、重ねて御礼を申し上げます。

町民の皆様におかれましても、平素より町政に関心を寄せていただき、様々な御意見を賜っておりますことに敬意を表し、心より感謝を申し上げます。

それでは、本議会の開催に際し、御挨拶並びに行政報告を申し上げます。

今年一年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の大流行や7月の大雨に伴う災害など、多くの出来事がありました。新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年12月に発生してから感染者数が世界では約6,700万人、国内におきましても16万人も及び、今なお増え続けております。熊本県内におきましても、感染者が多数出ており、町内でも確認されるなど油断できない状況が続いております。

町といたしましては、感染予防対策により、より一層努めてまいります。町民の皆様におかれましても、これまで同様に身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い・うがいの徹底はもとより、三つの密を回避をはじめ、新しい生活様式の実践に取り組んでいただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、7月の大雨による災害につきましては、幸いにも人命に関わる被害はございませんでしたが、これまでにない大きな被害が発生いたしました。状況といたしましては、農林振興課管轄におきまして、山林崩壊3件、作業道及び林道の崩壊6件の計9件とその他維持工事等を合わせて、合計3,600万円の被害が出ております。建設課管轄においては、河川災害42件、道路災害38件、農業災害124件、小災害246件の計450件、約10億5,000万円の被害が出ております。その他県道、県河川でも多数の大きな被害が発生しております。9月から国の災害査定を受け、12月4日に全ての査定が完了いたしましたので、今後は早期復旧に向け全力で取り組んでまいります。

それでは、第3回定例会以降の主な行事関連、行政関連行事等の報告を申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの会議やイベントが中止や延期を余儀なくされております。そのような厳しい状況が続いておりますが、11月1日に金栗四三生家記念館にて、金栗四三の立像原型、遺品特別公開セレモニーとして、除幕式を執り行いました。彫刻家の緒方様の御厚意により、若き日の金栗四三をモデルにした立像原型を無償貸与していただきました。新玉名駅にあります金栗四三像の原型で今後は金栗四三生家記念館や三加和公民館に展示し、金栗四三の顕彰につなげていく所存でございます。

また、11月17日には、山鹿市和水町社会福祉協議会災害時総合応援協定調印式を行い、協定を締結いたしました。この協定は、2市町間での大規模災害が発生時の救援活動における初期派遣についての定めたものであります。近年におきましては、先ほど申し上げました7月の豪雨災害を初め、いつ大規模な災害が発生してもおかしくありません。災害時の迅速な対応と円滑な支援体制の構築により、地域福祉活動の強化や住民相互の協力体制をもって災害に強いまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、道路整備等の促進につきましては、県道玉名立花線道路整備促進期成会、菊池川改修完遂期成同盟会、和水町道路整備推進委員会を実施するとともに、町内の安全な道づくりなどを進めるべく、九州地方整備局や玉名地域振興局に要望を行ったところでございます。

また、11月には安全安心の道づくりを求める全国大会など、道路や河川の整備、過疎対策に関

する多くの全国大会や会議が開催されました。その際、関係省庁や地元選出国會議員等に積極的に要望を行ったところでございます。

今後も引き続き関係機関へ要望等を行い早急な道路整備など、安全安心なまちづくりを求めてまいりたいと思っております。

その他の行事につきましては、お手元にお配りしておりますので、報告書にて報告とさせていただきます。

さて、本定例会におきましては、お手元にお配りしております議案書のとおり、条例制定等の議案5件、一般会計及び特別会計の補正予算審議案8件、その他の議案6件、合わせまして19件の議案を上程させていただいております。

なお、一般会計補正予算の歳入歳出予算におきましては、総額2億5,270万2,000円を計上いたしております。歳出予算の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する児童福祉施設への補助金として370万8,000円、ふるさと納税の返礼品及び送料として、報償費975万円を計上いたしております。

なお、歳入に関しましてはふるさと納税の増加が見込まれておりますので、ふるさと応援寄附金として2億5,000万円の増額補正を行っております。その他補正予算の内訳につきましては、お配りしておりますので、予算書のとおりでございます。

また、各議案の詳細につきましては、この後、それぞれの担当課長より説明をさせていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

結びとなりますが、議員各位また町民の皆様におかれましては、今年もまちの行財政運営につきまして、温かい御理解と御支援を賜り、誠にありがとうございました。

今年も余すところ僅かとなりましたが、皆様がこの年末を御健勝にてお過ごしになり、よき新年を迎えられますよう、心から御祈念を申し上げまして開会に際しての御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 常任委員長報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、常任委員長報告を行います。行政視察研修について、厚生建設経済常任委員長の報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 坂本君

○厚生建設経済常任委員長（坂本敏彦君） 皆様、改めましておはようございます。

（おはようございます。）

厚生建設経済常任委員長の坂本敏彦でございます。

厚生建設経済常任委員会では、令和2年11月4日、水曜日から翌日5日、木曜日まで今年7月の豪雨災害により球磨川が氾濫し甚大な被害を受けた人吉球磨地方及び平成28年の熊本地震で甚大な被害を受けた益城町の災害復旧、復興状況を視察。また、山都町の孟宗竹を活用した山都町竹資源利活用協議会を研修先とし視察研修させていただきました。この研修会に当たりましては、

常任委員5名、富下農林振興課長、中嶋建設課長、計7名で熊本県コロナリスクレベル3警報発令中ではございましたが、手洗い・うがい、マスク着用、三密を回避し、コロナ感染症予防対策を行いながら視察研修を行いました。

さて、今年7月に県南地方をおそった甚大な豪雨災害、また、平成28年の熊本地震の甚大な被害により、尊い多くの方々の人命が失われております。お亡くなりになられた方々の御冥福と一日も早い復旧復興を願ひまして、厚生建設経済常任委員会所管の事務調査報告をいたします。

7月の豪雨災害による人吉球磨地方の災害復旧状況は視察先の球磨村神瀬渡地区球磨川沿いの屋根まで浸水し、被害を受けた住宅、駅、店舗、いずれも手がつけられない状態のところもあり、視察当日は穏やかな球磨川の至るところで橋梁が崩壊し、被害の甚大さを物語っておりました。被害が甚大だった八代市坂本町にも当初視察計画をしておりましたが、県道の崩落災害復旧のためか、地元車両のみの通行のために、次に人吉市の国宝青井阿蘇神社と営業再開されたばかりの織月酒造を視察いたしました。青井阿蘇神社は、拝殿まで浸水したとのことでしたが、復旧が進んでいて、ほぼ元の姿に復元されていましたが、門前の蓮池には土砂が堆積しており、掘削作業中でありました。織月酒造におきましては、事務所、工場ともに1メートル以上浸水したが、社員、関係者一丸となり復旧作業に当たられ営業を再開されていました。

また、水害の跡が残る自宅で清掃作業をされていた近隣の住民の方にお話を聞いたところ、増水する時間が早く逃げるのが精いっぱいであり、命を守る行動をとられたお話と、まだ、営業再開をできていない旅館やホテルがほとんどであるとお話をされました。

次に、我が和水町にも豊富に資源がある孟宗竹、この孟宗竹を里山再生に向け竹資源を有効活用し、孟宗竹の持つ乳酸菌を発酵させ、パウダー化し、土壌改良材、商品名「山都竹琉（やまとたける）」として販売している平成28年設立の山都町竹資源利活用協議会の竹を伐採し、洗浄した孟宗竹の粉碎、発酵過程を視察研修しました。5年から6年物の孟宗竹が一番適していて、土壌の乳酸発酵を促進し、栄養価、アミノ酸類を高めた竹パウダーは土壌の雑菌繁殖抑制、土壌中菌種の多様化により、水稻では粒が大きく、水稻、トマトともに根の張りがよく収量の増加につながるとお話を聞きました。

また、ジャガイモについても未散布のほ場と比べ、病気や腐れが少なく、収量が増加した実績が出ているとのことでした。年間竹パウダーで50トン、竹チップで60トンが生産販売されていて、放置竹林や間伐だけで竹パウダーや竹チップに加工製造し、焼却をしないため環境破壊も防ぐ循環型農業に取り組まれていました。

次に、エネルギープロダクト、山都営業所、山都農場の視察研修を行いました。この農場では、山都町竹資源利活用協議会との連携により、ハウストマトとサツマイモが栽培されており、昨年からハウストマトの定植前には竹パウダーを、サツマイモの作付前に竹チップを土壌につけ込むことにより、トマトでは消毒回数の削減、サツマイモでは大きなサツマイモが収穫され、収量も増加。いずれも品質が向上しているそうです。こちらの農場でも有害鳥獣対策はしてあるものの、有害鳥獣猿、鹿、イノシシの被害には頭を痛めておられました。

次に、平成28年4月の熊本地震により、甚大な被害を受けた益城町の復興状況の視察研修を行

いました。

まず、農道及び用水路が崩落した壊滅箇所の復旧工事現場、宅地の法面ブロック補強工事現場を視察。4年半経過した今でも普及途中でございました。

次に、熊本地震の震源断層である日奈久断層と布田川断層が地震により、地表地震断層が、地上に露出し、本来真っすぐのはずの水田のあぜが2メートルほどずれが生じていました。このあぜのずれは、平成31年2月13日付で国指定文化物天然記念物に指定されたとのことでした。

最後に、都市防災総合推進事業の避難広場を視察しました。現在、17の避難広場が整備されており、益城町全体で22の避難広場の完成予定だそうです。

今回の視察先の避難広場は、辻団地地区470個分であり、敷地面積3,500平米に防災倉庫1棟、東家1棟、収納ベンチがかまどベンチといいまして、座るところを裏返せばかまどになり煮炊きができるというものと、あと常時マンホール型の防災トイレを設置されておりました。

また、ソーラー照明等6基と手押し式井戸、防災井戸が整備されており、災害時や緊急時に使用できるよう設置をされていまして、その使用法について詳しく説明をしていただきまして、今回の視察研修を終了しました。

今回の研修を通じまして、本町におきましても7月の豪雨災害により命に関わる被害はなかったものの、被害は甚大であり、一級河川菊池川も流れており、防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策により、菊池川の掘削工事が行われており、増水時の水位は低下するものと推察いたしますが、年々甚大化する自然災害に対して、今後、議会と執行部が意見を持ち合い、町民の生命・財産を守るためにあらゆる面から対策を講じていく必要があると思います。

また、孟宗竹を減量とした竹パウダーや竹チップにつきましては、本町にも竹資源が豊富にあり、粉碎機も山都町竹資源利活用協議会で使用されている粉碎機より、現在は低価格の粉碎機が発売され、鹿児島県に導入されているとのことなので、竹資源を活用した循環型農業は、本町においても取り組むことのできる事業の一つではないかと申し添え、厚生建設経済常任委員会所管の事務調査報告に代えさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（蒲池恭一君） これで委員長報告を終わります。

日程第6 議案第80号 和水町職員の降給に関する条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第80号「和水町職員の降給に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第80号、和水町職員の降給に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

和水町職員の降給に関する条例を、次のように定める。

令和2年12月7日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

和水町職員の降給に関する条例について、要点のみ申し上げます。

まず、目的は第1条、この条例は地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、降給の種類ですが、第2条の降給の種類は降格及び降号とする。

職員の給与表は、例えば一般事務職でいいますと、4級の45号といったように、級が1から6級までを使用し、それぞれの級に各号が設けられております。4級であった給料表が3級に下がることを降格とし、同じ級の中で号数が下がることを降号とするものでございます。降格の理由を第3条で定めております。2ページを御覧ください。

具体的な理由として、アでは職員の能力評価及び業績評価の実施権者による確認が行われた全体評価が最下位の段階である場合、つまり人事評価での5段階評価の最下位である場合、その他の勤務実績がよくないと認められる場合において、指導や措置を行ったにもかかわらず、なお勤務成績がよくない状況が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類される職務を遂行することが困難であると認められるときと定めております。

イでは、任命権者が指定する医師二人によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに耐え難いことが明らかな場合。

ウでは、今、申し上げましたア及びイのほか、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについて、適格性を欠くと認められる場合において、指導や措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態が改善されないときと定めております。

2項では、職制もしくは定数の改廃、または予算の減少により、職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合、つまり制度改正等に伴い役職が減らさなければならない場合と定めております。

続いて、降号の理由を第4条で定めております。ここでは、人事評価で最下位の評価で、その他の勤務成績もよくないと認められる場合であり、かつその職務の級に分類されている職務の遂行が可能であると認められる場合であって、指導や措置を行ったにもかかわらず、勤務実績が改善されない場合、当該職員を降号するものとしております。

第5条では、職員を降給させる場合は、その旨を記載した書面を当該職員に交付しなければならないこと。

第6条では、受診命令に従う義務として、第3条第1号、イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならないこととしております。

委任第7条では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとしております。附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由、地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降給の事由、手続及び効果に関しては、条例で定める必要がございます。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

以上、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第 7 議案第81号 和水町条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第 7、議案第81号「和水町条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第81号「和水町条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例の制定について」説明を申し上げます。

和水町条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例を、次のように定める。

令和 2 年12月 7 日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

和水町条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例について要点のみ説明を申し上げます。

まず、趣旨、第 1 条、この条例は、地方公務員法第29条の 2 第 2 項の規定に基づき、条件付採用期間中の職員、職員採用後約 6 か月間の約 6 か月期間の職員のこととございます。及び、臨時的任用期間中の職員、災害時等の臨時的任用期間中に雇用される職員のこととございます。これら職員の分限に関し必要な事項を定めたものです。地方公務員法29条では、条件付採用期間中の職員と臨時的に任用された職員の分限（降任、降給及び免職）に関しては、適用除外としており、条例で定めることができるとされております。よって、今回条例制定を行うものでございます。

降任、降給及び免職の事由といたしまして、第 2 条、職員が条件付採用または臨時的任用期間中、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反してこれを降任し、降給し、または免職することができるとしており、次の 4 項目を記載しております。

- 1、勤務成績がよくない場合
- 2、心身の故障のため職務遂行に支障があり、またはこれに堪えられない場合
- 3、前 2 号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- 4、定数の改廃及び予算の減少により過員を生じた場合

次に、降任及び降給の効果といたしまして、第 3 条、職員を降任した場合には職員の受けるべき給料の額は、次に定めるところによるものとして、2 ページに給料の具体的な運用について記載しております。

第 4 条では、降任、降給及び免職の手続について記載をいたしております。

第 5 条では、降任事項といたしまして、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることといたしております。

附則、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由といたしまして、地方公務員法第29条の 2 第 2 項の規定に基づき、条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関しては、条例で定める必要がございます。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

以上、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

日程第 8 議案第82号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（蒲池恭一君） 日程第 8、議案第82号「地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第82号「地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のように定める。

令和 2 年 12 月 7 日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例といたしまして、1 条から 5 条まで該当する条例の一部改正を行うものでございます。

いずれも主な一部改正の内容は、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改める。文言の変更でございます。法人の町民税の納付期限の延長を受けた場合の延滞金の算出基準を示す文言が、これまで特例基準割合としていたものが、延滞金特例基準割合に改め、改正される内容となっております。

なお、具体的な算出内容については変わっておりません。

一部改正の対象となる条例は、第 1 条で和水町税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正。

第 2 条、和水町奨学金貸与条例の一部改正。

第 3 条、和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正。

第 4 条、和水町介護保険条例の一部改正。

第 5 条、和水町法定外公共物管理条例の一部改正。

以上、5 本でございます。

附則、施行期日

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

経過措置

この条例による改正後の延滞金に関する規定は、令和 3 年 1 月 1 日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお、従前の例によるとしておりま

す。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に準じて関係条例を改正する必要があるとございます。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

以上、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 9 議案第83号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第 9、議案第83号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第83号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」提案理由の説明を行います。

和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 2 年12月 7 日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

先に提案理由を御説明いたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令、令和 2 年政令第264号が、令和 2 年 9 月 4 日に公布され、国民健康保険税の減額の基準についての改正が、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることとなるため、条例の改正を行う必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

主な改正内容について、新旧対照表で御説明いたします。

下線を引いてある部分が改正部分となります。

令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要があります。国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定給与所得者と公的年金等の支給を受けるものの数の合計数から 1 を減じた数に10万円を乗じて出た金額が加算されます。新旧対照表の 1 ページにあります第23条第 1 項第 1 号では、7 割軽減基準額、2 ページの同第 2 号では 5 割軽減基準額、同 3 号では 2 割軽減基準額についての改正となっております。

以上で、議案第83号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第10 議案第84号 和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第84号「和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に

関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口 君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第84号「和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例を、次のように定める。

令和2年12月7日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。

最後のページの5ページ目をお開きください。

放課後児童クラブ施設の包括的な管理を含めた業務を可能とするため、和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正し、現行条例に附則する規定の整備を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

次に、全部改正に至った経緯を申し上げます。

令和2年4月1日より、和水町放課後児童健全育成事業実施要綱第3条の規定に基づき、プロポーザルにて決定いたしました事業者と単年契約により委託しておりますが、一つの事業者に公の施設を包括的に管理運営を任せるには、単年の委託ではなく、地方自治法第244条の2の規定に基づき、複数年の協定を締結する指定管理者の設置がこれからの放課後児童クラブを運営する上で、適切かつ効果的であると判断いたしました。委託から指定管理に変更することにより、事業者はより計画的で安定した保育業務を展開することができ、子供たちも安心して放課後の生活を送ることが見込まれます。

よって、放課後児童クラブ施設の包括的な管理を含めた指定管理者の管理業務を可能とするためには、現行条例に附則する規定の整備を図る必要があるが、ほぼ全部の内容を改正する内容となりましたので、全部改正を行ったところでございます。

現行条例と今回、制定する条例を比較いたして、変更となった箇所につきましては、1ページの第4条から4ページ目の第18条までのところとなります。各条文の説明は申し上げませんが、先ほど説明いたしましたとおり、指定管理者の管理業務を可能とするために必要な規定の整備となります。

以上で、議案第84号「和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第11 議案第85号 令和2年度 和水町一般会計補正予算（第9号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第85号「令和2年度和水町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第85号「令和2年度和水町一般会計補正予算について」提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧いただきたいと思います。

令和2年度和水町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,270万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億2,534万1,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正

第2条、債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による。

地方債の補正

第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

令和2年12月7日提出

和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳入歳出予算補正について説明申し上げます。

1ページをお開きください。

まず、歳入予算の主なものについて説明を申し上げます。

15款国庫支出金に263万2,000円を減額補正するものです。内訳は、1項国庫負担金に281万2,000円を追加します。これは、国保加入者の低所得者の負担軽減を図るための負担金と障がい者の医療給付費等に係る負担金でございます。

2項の国庫補助金に554万9,000円を減額いたします。これは、国の新型コロナウイルスの経済復旧対応策で給付されました一人10万円の特別定額給付金事業の実績を踏まえ減額するものでございます。対象者9,860人に対し、給付実績といたしまして9,785人となっております。

3項国庫委託料に10万5,000円を追加いたします。国民年金システム改修にかかる事務交付金です。

続いて、16款県支出金に854万1,000円を追加補正します。内訳は、1項県負担金に262万2,000円を追加します。これは、国保加入者で低所得者の負担軽減を図るための負担金と障がい者の医療給付費等に係る負担金でございます。

2項県補助金に591万9,000円を追加いたします。これは、保育園等が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業への補助金と、強い農業、担い手づくり総合支援交付金として、7月豪雨被害での復旧補助金などでございます。

続いて、17款財産収入といたしまして1,550万円を追加します。これは、旧菊水西小学校の土地・建物の売払い収入でございます。

続いて、18款寄附金に2億5,070万円追加いたします。これは、7月豪雨災害復旧への指定寄附として、小倉セメント製品工業株式会社と地域科学研究所からの寄附、それと、ふるさと応援寄附の今後の見込額といたしまして2億5000万円を見込んでの収入でございます。

19款繰入金に777万8,000円追加いたします。これは、令和元年度の決算を踏まえての介護保険事業会計からの繰入金です。

続いて、21款諸収入に1,714万6,000円を追加いたします。これは令和元年度の後期高齢者医療療養給付費の決算を踏まえての返還金でございます。

最後に、22款町債から1,890万1,000円を減額いたします。これは、臨時財政対策債の金額の決定を受けて減額補正するものでございます。

以上で、歳入について説明を終わります。

続いて、歳出の主なものについて説明を申し上げます。

12ページを御覧いただきたいと思います。

まず、歳出の各款項目の給料、職員手当等につきましては、主に人事院勧告を踏まえての補正内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費に2億5,000万円を追加いたします。

今年度の今後のふるさと応援寄附金を見込み、返礼品や事務費、基金積立金を補正するものです。

15目定額給付金給付事業から990万2,000円を減額いたします。給付実績を踏まえ減額するものでございます。

14ページを御覧ください。

前ページからの続きで、一番上になります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢者福祉費、27節繰出金の特別養護老人ホームの事業会計繰出金を706万2,000円減額いたします。新型コロナ禍の影響で施設入所者、利用者の減少によるものです。

3目障害者福祉費に732万3,000円を追加いたします。これは、厚生医療給付金や過年度分の障がい者福祉サービス等負担金返還金によるものです。

15ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に370万8,000円を追加いたします。これは、菊水ひまわり園、あおば保育園、春富保育園、なごみ学童クラブ、社会福祉協議会の子育て活動への新型コロナウイルス感染対応事業への補助金でございます。財源は全額県からの補助によるものです。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務振興費に283万8,000円を追加いたします。

主なものといたしまして、18節の強い農業・担い手づくり総合支援交付金の追加補正によるものです。被災農家支援型といたしまして、7月豪雨により2件の申請を受けております。葉タバコの収穫機とビニールハウス施設等への被害が確認されており、今回追加補正を行うものです。

16ページを御覧ください。

中ほど8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費に265万2,000円を追加いたします。理由は、芝塚・東山線の復旧舗装工事として路肩部分のみを行うことといたしておりましたが、路面下にコンクリート塊が確認されたため、撤去に伴い舗装面が拡大することとなったため補正するものです。

17ページを御覧ください。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費の一部事務組合（消防費）負担金に32万4,000円を追加します。これは、組合市町村負担金の算出基礎であります基準財政需要額の決定を踏まえて補正するものです。また、その下、5目災害対策費に38万5,000円を追加いたします。防災無線設置工事費といたしまして外部アンテナ7か所分の補正を行います。

また、自主防災組織活動支援補助としまして、下津原中区の防災用のヘルメット・強力ライト等の防災備品整備に対するものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に336万2,000円を追加します。補正の主なものといたしまして、21節の菊水・三加和中学校修学旅行等キャンセル料で、これから計画されている修学旅行の当日キャンセルを想定したものでございます。

以上で、歳出についての説明を終わります。

4ページを御覧いただきたいと思います。

第2表 債務負担行為補正の追加といたしまして、五つの予算を計上いたしております。そのうち一番下の和水町新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給としまして、令和5年度から7年度までを期間とし、借入資金の利子に相当する額として計上いたしております。利子補給事業の発生原因となります借入が、今年度に行われることから、本定例議会で計上しております。借入の対象となる期間は令和2年2月から12月まで、利子補給の申請は令和3年3月末までとなっております。熊本県が借入直後からの3年間の利子補給を行った後に、2年間で町が利子補給するものでございます。

具体的な金額限度額につきましては、借入の対象となる期間が終了しておりませんので、予算書には表記しておりませんが、町の2年間の利子補給の見込額として、資料として添付しております24ページを御覧いただきたいと思います。24ページの債務負担行為の支出予定額等に関する調書、資料でございます。番号19に記載されております、番号19、1,596万3,000円となります。あくまで見込みでございます。

なお、9月30日現在での申請件数78件となっております。

再び、5ページを御覧いただきたいと思います。

第3表 地方債補正の変更として、臨時財政対策債補正前1億4,000万円から1,890万1,000円を減額いたしまして、補正後は1億2,109万9,000円とするものです。国からの決定通知を受けて変更するものでございます。

以上で、和水町一般会計補正予算歳入歳出予算の補正について説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君）　しばらく休憩します。10分から開会いたします。

休憩　午前10時55分

再開　午前11時09分

○議長（蒲池恭一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12　議案第86号　令和2年度　和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君）　日程第12、議案第86号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長　高木君

○税務住民課長（高木浩昭君）　ただいま議題となりました議案第86号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」について提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ348万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億9,189万9,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表　歳入歳出予算補正による。

令和2年12月7日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

歳出のほうから御説明いたします。6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、期末手当の改定に伴い職員期末勤勉手当を3万2,000円減額するものです。2目連合会負担金は1万1,000円を補正し、114万5,000円とするものです。これは国保連合会に事務委託している国保情報集約システムの手数料が増額となったため、補正を行うものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、1目一般被保険者分を195万9,000円補正し3億4,204万1,000円とし、2目退職被保険者分を154万8,000円補正し155万円とするものです。これは県が医療給付費分及び介護納付金分の算定により、納付金金額の変更が生じたため、増額補正を行うものでございます。

次に、5ページを御覧ください。歳入の説明を行います。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税を2,623万5,000円減額し2億3,932万3,000円とします。これは今年度の本算定による国保税の調定見込額及びコロナ減免にかかる国県からの交付金対応によるもので、その差額を減額するものでございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、7目災害臨時特例交付金を128万2,000円補正します。これは、国保税のコロナ減免にかかる国からの補填分として10分の6が入るものでございます。

6 款県支出金、2 項県補助金、1 目保険給付費等交付金は85万4,000円増額補正し10億872万6,000円とします。これは、国保税のこの減免にかかる県からの補填分10分の4ということでございます。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は209万8,000円増額補正し1億1,478万6,000円とします。これは保健基盤安定負担金が確定したことに伴うものでございます。

10 款繰越金、1 項繰越金、2 目その他繰越金、前年度繰越金2,548万7,000円を補正いたします。これにつきましては、歳入財源調整によるものでございます。

以上で、議案第86号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第13 議案第87号 令和2年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第87号「令和2年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第87号「令和2年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」についての説明を申し上げます。

まず、表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,715万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,898万円とする。

2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和2年12月7日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

まず、歳出から説明いたします。6 ページ目を御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費を90万8,000円の追加をしています。内訳といたしまして、職員期末勤勉手当を14万8,000円の減額と介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料105万6,000円が追加されたものになります。

次に、7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目の償還金を846万9,000円の追加補正いたします。これは、令和元年度事業決算に伴う国県への返還金となります。

次に、7 款諸支出金、2 項繰出金、1 目の繰出金を777万8,000円の追加補正いたします。これは先ほどの返還金と同様に、令和元年度事業決算に伴う町へ返還するための繰出金となります。

続きまして、歳入を申し上げます。5 ページを御覧になってください。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目の保険者機能強化推進交付金を200万5,000円の追加補

正と、次の５目の介護保険保険者努力支援交付金を241万7,000円補正いたします。

今、申し上げました二つの交付金は、高齢者の自立支援、重症化予防並びに健康づくり等に関する取組を実施した市町村に対しまして、財政的インセンティブとして交付されるものでございます。

なお、この二つの交付金を受け入れたことにより、歳出の４款地域支援事業費に特定財源として財源組替を行っております。

次に、６目の介護保険事業費補助金を52万8,000円補正いたします。これは歳出で申し上げました介護保険システム改修費用に伴う２分の１の国庫補助となります。

次に、５款県支出金、１項県負担金、１目の介護給付費負担金を181万3,000円追加補正いたします。これは令和元年度事業決算に伴う負担金の追加交付金となります。

次に、７款繰入金、１項一般会計繰入金、４目のその他一般会計繰入金を38万円追加補正いたします。これも歳出で申し上げました一般管理費の増額に伴う町負担分を繰り入れるものでございます。

次に、８款１項１目の繰越金を1,001万2,000円追加を補正いたします。これは歳出補正予算の増額による財源調整として前年度繰越金を充てております。

以上で、議案第87号「令和２年度和水町介護保険事業会計補正予算（第２号）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第14 議案第88号 令和２年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第４号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第88号「令和２年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第４号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 議案第88号「令和２年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第４号）」について提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和２年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,056万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億721万円とする。

２項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表 歳入歳出予算補正による。

債務負担行為、第２条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第２表 債務負担行為による。

令和２年12月７日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

今回の補正は、主に新型コロナの影響で、特養など各サービスの利用者が見込んでおりました人数より減ったことなどの理由で、歳入の減額補正を行っております。

まず、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。

1款サービス収入、1項介護給付費、1目施設介護サービス費収入で、今年度の見込額に基づいて210万円の減額を行っております。

同じく2目の居宅介護サービス費収入、1節短期入所生活介護費収入で474万8,000円、2節の通所介護費収入で101万2,000円をそれぞれ減額しております。

次に、1款サービス収入、2項自己負担金、2目居宅介護自己負担金収入、1節の短期入所自己負担金収入で100万円の減額を行っております。

次に、3款使用料及び手数料、1項使用料、1目給食サービス使用料を15万円減額しております。これは社協から委託を受けております配食サービスの食数が減っており、減額を行っております。

次に、9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金を706万2,000円減額しております。内訳としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次補正分のうち551万2,000円と、職員の期末勤勉手当の減額分155万円となっております。

次に、7ページの10款県支出金、1項県補助金、1目県補助金を551万2,000円増額しております。これはただいま説明しました一般会計繰入金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減額分を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金に財源組替を行うものです。

次に、歳出について説明いたします。8ページを御覧ください。

歳出科目の1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、2節給料で会計年度任用職員給料を368万9,000円減額し、3節の職員手当等で204万円の減額、同じく4節の共済費で7万2,000円を減額しております。これは会計年度任用職員を含めた職員の人件費の減額となっております。

次に、9節の公債費で2万円を増額しております。これは利用者様がお亡くなりになられた際の香典代などとなっております。

次に、12節の委託料で嘱託医委託料を200万円、給食業務委託料を200万円、それぞれ減額しております。

次に、17節の備品購入費で30万8,000円を増額しております。これは既存の二教室の空調が効かなくなり、新たにエアコンを設置するものです。

次に、2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費、2節給料で77万4,000円、3節の職員手当等で18万9,000円、4節の共済費で12万8,000円をそれぞれ減額しております。これらも会計年度任用職員を含めた職員の人件費の減額となっております。

次に、3ページの第2表 債務負担行為を御覧ください。

きくすい荘利用者の食事の提供にかかる給食業務委託料となっております。期間は、令和3年度から令和4年度の2か年で、限度額が1億2,822万6,000円となっております。

以上で、議案第88号「令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」について提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第15 議案第89号 令和2年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、議案第89号「令和2年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第89号「令和2年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,703万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和2年12月7日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

内容について歳出から御説明をいたします。予算書資料6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、こちらを8万4,000円減額し1,046万8,000円となります。節区分の職員手当等につきましては、給与改正に伴い職員期末勤勉手当8万4,000円を減額しております。

次に、歳入でございます。5ページを御覧ください。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、こちらを8万4,000円減額し4,538万円となります。節区分の一般会計繰入金につきましては、歳出で減となった同額の8万4,000円を減額しております。

以上で、議案第89号「令和2年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第16 議案第90号 令和2年度 和水町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、議案第90号「令和2年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第90号「令和2年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,668万円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算の補正による。

令和2年12月7日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

内容について歳出から御説明をいたします。予算書資料6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、こちらを4万9,000円減額し1,479万円となります。節区分の職員手当等につきましては、給与改正に伴い職員期末勤勉手当4万9,000円を減額しております。

次に、歳入でございます。5ページを御覧ください。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、こちらを4万9,000円減額し4,514万5,000円となります。節区分の一般会計繰入金につきましては、歳出で減となりました同額4万9,000円を減額しております。

以上で、議案第90号「令和2年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第17 議案第91号 令和2年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、議案第91号「令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第91号「令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）」について提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,935万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和2年12月7日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

歳出のほうから御説明いたします。6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を1万6,000円増額補正するものです。これは職員期末勤勉手当の減額及び一般共済組合負担金の増額に伴うものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金は11万9,000円増額し1億5,953万9,000円となります。これは保険基盤安定負担金、低所得者等の保険料軽減分を算定の結果、予算額が不足するため補正を行うものでございます。

次に、5ページを御覧ください。歳入の説明を行います。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金は1万6,000円を増額補正し1,143万9,000円となります。これは歳出で説明いたしました人件費等にかかる過不足分の補正でございます。

2目保険基盤安定繰入金は11万9,000円増額補正します。これは歳出で説明しました後期高齢者医療広域連合納付金にかかるもので、県負担分4分の3を一旦一般会計に繰り入れ、まち負担金4分の1と合わせて本会計に繰り入れるものでございます。

以上で、議案第91号「令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第18 議案第92号 令和2年度 和水町病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、議案第92号「令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） ただいま議題となりました議案第92号「令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第4号）」について提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町病院事業会計補正予算、総則第1条、令和2年度和水町病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。第2条、令和2年度和水町病院事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず、収入の部、第1款病院事業収益、既決予定額9億2,312万6,000円、補正予定額751万1,000円、計9億3,063万7,000円。

第1項医業収益、既決予定額7億3,995万5,000円、補正予定額751万1,000円、計7億4,746万6,000円。

続きまして、支出の部でございます。

第1款病院事業費用、既決予定額9億2,312万6,000円、補正予定額751万1,000円、計9億3,063万7,000円。内訳といたしまして、第1項医業費用、既決予定額8億5,765万2,000円、補正予定額642万1,000円、計の8億6,407万3,000円。

第3項健康管理センター費用、既決予定額1,712万8,000円、補正予定額106万1,000円、計の1,818万9,000円。

第4項居宅介護支援事業費用、既決予定額1,955万6,000円、補正予定額1万5,000円、計の1,957万1,000円。

第5項訪問介護事業費用、既決予定額2,152万5,000円、補正予定額1万4,000円、計の2,153万9,000円。

続きまして、資本的収入及び支出の補正でございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額2,308万9,000円を、資本的収入が資本的支出に対して不足する額2,383万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず、収入の部でございます。

第1款資本的収入、既決予定額2億901万7,000円、補正予定額10万2,000円、計の2億911万9,000円。

第4款県補助金、既決予定額ゼロ円、補正予定額10万2,000円、計の10万2,000円でございます。続きまして、支出の部でございます。

第1款資本的支出、既決予定額2億3,210万6,000円、補正予定額85万円、計の2億3,295万6,000円。

第1項建設改良費、既決予定額1億7,781万5,000円、補正予定額85万円、計の1億7,866万5,000円。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額74万8,000円を、当年度分消費税、資本的支出調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

続きまして、支出の部でございます。

第1款病院事業費用、既決予定額9億2,312万6,000円、補正予定額751万1,000円、計の9億3,063万7,000円でございます。内訳といたしまして、第1項です。医業費用、既決予定額8億5,765万2,000円、補正予定額642万1,000円、計の8億6,407万3,000円。

続きまして、第3項健康管理センター費用、既決予定額が1,712万8,000円、補正予定額が106万1,000円、計の1,818万9,000円。

第4項居宅介護支援事業費用、既決予定額が1,955万6,000円、補正予定額が1万5,000円、計の1,957万1,000円。

第5項訪問看護事業費用が、既決予定額2,152万5,000円、補正予定額が1万4,000円、計の2,153万9,000円。

続きまして、資本的収入及び支出の補正でございます。

第3条、予算第4条本文中括弧書き中の資本的収入額が資本的支出に対して不足する額2,389

万円を、資本的収入が資本的支出に対して不足する額2,383万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するでございます。

収入の部、第1款資本的収入、既決予定額2億901万7,000円、補正予定額が10万2,000円、計の2億911万9,000円。

第4款県補助金、既決予定額がゼロ円、補正予定額が10万2,000円、計の10万2,000円でございます。

続きまして、支出の部です。

第1款資本的支出、既決予定額2億3,210万6,000円、補正予定額85万円、計の2億3,295万6,000円。

第1項建設改良費、既決予定額1億7,781万5,000円、補正予定額85万円、計の1億7,866万5,000円でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額74万8,000円を、当年度分消費税、失礼しました。当年度分消費税資本的支出調整及び過年度分損益勘定留保資金のほうで補填するものでございます。失礼しました。

続きまして、議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正でございます。

第4条、第8条中に定められた経費の金額を、次のように定める。

第1号、職員給与費、既決予定額6億758万9,000円、補正額228万4,000円、計の6億987万3,000円でございます。

次が、棚卸資産購入限度額の補正でございます。

第5条、予算第9条中棚卸資産の購入限度額6,464万3,000円を、6,878万円に改める。

令和2年12月7日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

補正の詳細につきましては、補正予算の実施計画により説明いたします。3ページの支出の部を御覧ください。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、1目給与費で、職員の扶養手当や児童手当等で120万4,000円の増額をしております。

2目材料費の診療材料費購入で413万7,000円の増額をしております。これは新型コロナ対策についての診療材料費の購入でございます。

3目経費で消耗品購入として、燃料費で105万円の増額を計上しております。

次が、6目研究研修費で、定期購読料として3万円の増額をしております。

3項健康管理センター費用、1目健康管理センター費用で、非常勤の看護師の給与としまして106万1,000円の増額。

4項居宅介護支援事業費用で、1目居宅介護支援事業費用で、時間外手当としまして1万5,000円の増額。

それと、5項訪問看護事業費用、1目訪問看護事業費用で、時間外手当としまして1万4,000円を増額しております。

なお、収入の部につきましては、2ページの1款病院事業収益、1項医業収益としまして751万1,000円を増額しております。内訳としては、1目の入院収益で71万8,000円、2目補助金で679万3,000円を計上しております。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

まずは、支出の部からでございます。5ページを御覧ください。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目資産購入費で、医療機器購入で要する費用としまして85万円の増額でございます。

続いて、収入の部でございます。資本的収入につきましては、4ページを御覧ください。

1款資本的収入、4項県補助金、1目県補助金で、新型コロナウイルス感染関連補助金としまして10万2,000円を増額しております。

以上、議案第92号「令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第4号）」について提案理由の説明を終わります。

御審議の上、承認賜りますように、よろしくお願いします。

日程第19 議案第93号 財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・土地）

○議長（蒲池恭一君） 日程第19、議案第93号「財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・土地）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第93号「財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・土地）」について提案理由の説明を行います。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を減額譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

譲渡する財産の内容については、次のとおりでございます。

まず、所在、地目、面積で申し上げます。

和水町久井原字安田2305番1、雑種地4,465平方メートルとなります。

同じく2325番1、学校用地2,041平方メートル、同じく安田2326番2、学校敷地144平方メートルとなります。

また、和水町長小田字原333番、学校敷地702平方メートル、同じく330番2、学校用地117平方メートル、334番4、ここは宅地、15.42平方メートル、360番1、学校敷地7,912平方メートル、360番3、学校用地62平方メートル、この合計の8筆、面積のほうが1万5,458.42平方メートルとなります。

続きまして、減額の譲渡の価格のほうは1,000万円、減額譲渡の相手方は熊本県玉名郡和水町上板楠2437番地2、有限会社ミドリ、代表取締役、上原泰臣様となっております。

続きまして、提案の理由となりますが、旧菊水西小学校の土地を和水町学校跡地活用施設活用事業によって、契約の候補者に選定された有限会社ミドリに財産を減額譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第93号「財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・土地）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

日程第20 議案第94号 財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・建物等）

○議長（蒲池恭一君） 日程第20、議案第94号「財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・建物等）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第94号「財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・建物等）」について提案理由の説明を行います。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を減額譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

譲渡する財産の内容については、次のとおりでございます。

まず、建物の種類、構造、面積のほうですけど、1番、校舎、鉄筋コンクリート造2階建て1,753.85、体育館、鉄筋コンクリート造の平家建て680平方メートル、倉庫、木造の平家建て26平方メートル、プール専用の附属室、鉄筋コンクリート造の平家建て56平方メートル、合計で、4棟となります。面積のほうは2,515.85平方メートル。

また、工作物としまして、プール、F R P構造が1か所ございまして、F R P構造です。すみません。が1か所ありまして、面積が350平方メートルとなります。

続きまして、減額の譲渡の価格につきましては、550万円となります。これには消費税を50万円含んだ価格となります。

続きまして、減額譲渡の相手方は、熊本県玉名郡和水町上板楠2437番地2、有限会社ミドリ、代表取締役、上原泰臣様となっております。

提案理由としましては、旧菊水西小学校の土地を、建物等を和水町学校跡地施設活用事業によって、契約の候補者に選定された有限会社ミドリに財産を減額譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を得る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第94号「財産の減額譲渡について（旧菊水西小学校・建物等）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第21 議案第95号 指定管理者の指定について（和水町福祉センター）

○議長（蒲池恭一君） 日程第21、議案第95号「指定管理者の指定について（和水町福祉センター）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第95号「指定管理者の指定について」提案理由の説明を申し上げます。

和水町福祉センターの指定管理者を、次のとおり指定する。

令和2年12月7日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

1、管理を行わせる公の施設の名称、和水町福祉センター。

2、指定管理者となる団体、熊本県玉名郡和水町平野1276番地3、社会福祉法人和水町社会福祉協議会会長、高巢泰廣。

3、指定への期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

次に、提案理由を申し上げます。

和水町福祉センターの設置及び管理に関する条例、第13条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

まず、選定に当たりましては、和水町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例、第6条第1項第5号の規定に定める非公募により選定したものでございます。非公募の条件といたしましては、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できるときは本町が出資している法人を指定管理候補者として選定することができるという規定によるものでございます。

また、この選考は和水町社会福祉協議会の申請を受け、令和2年11月2日に開催されました和水町指定管理候補者選定審議会におきまして、指定管理者として適当であると判断されたものでございます。

以上で、議案第95号「指定管理者の指定について」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第22 議案第96号 指定管理者の指定について（菊水ロマン館）

○議長（蒲池恭一君） 日程第22、議案第96号「指定管理者の指定について（菊水ロマン館）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） ただいま議題となりました議案第96号「指定管理者の指定（菊水ロマン館）」について提案理由の説明をいたします。

菊水ロマン館の指定管理者を、次のとおり指定する。

令和2年12月7日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

1、管理を行わせる公の施設の名称、菊水ロマン館。

2、指定管理者となる団体、熊本県玉名郡和水町江田455番地、株式会社菊水ロマン館、代表取締役社長、松川重光。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

提案理由です。

菊水ロマン館の設置及び管理に関する条例、第13条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があります。

これが、今回の議案を提出する理由でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第23 議案第97号 指定管理者の指定について（和水町三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）

○議長（蒲池恭一君） 日程第23、議案第97号「指定管理者の指定について（和水町三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 議案第97号「指定管理者の指定について（和水町三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）」の提案理由の説明を行います。

和水町三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館の指定管理者を、次のとおり指定する。

令和2年12月7日提出

和水町長、高巢泰廣です。

1、管理を行わせる公の施設の名称、三加和温泉ふるさと交流センター、和水町緑彩館。

2、指定管理者となる団体、熊本県玉名郡和水町内田2211番地、株式会社丸美屋、代表取締役、東健。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで。

提案理由でございます。

和水町三加和温泉ふるさと交流センター設置及び管理条例、第13条第1項及び和水町緑彩館の

設置及び管理に関する条例、第13条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第24 議案第98号 町道の路線認定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第24、議案第98号「町道の路線認定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第98号「町道の路線認定について」提案理由の説明をいたします。

道路法第8条第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定することについて、同条第2項の規定により、議決を求める。

令和2年12月7日提出

和水町長、高巢泰廣でございます。

提案理由としまして、町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を得る必要がありますので、今回、提案しております。

次のページを御覧ください。

路線番号160番です。路線名は、中路2号線となります。起点は、和水町江田字馬場から終点は、和水町江田字中小路までとなり、道路延長は53メートル、幅員は5メートルから5.7メートルとなります。

主要地方道玉名山鹿線と主要地方道大牟田植木線が交差する江田交差点の改良事業完了時に、一級町道中路立石線の起点から、玉名山鹿線へ通り抜けができなくなるため、代替道路としまして、大牟田植木線へ付け替えを行う町道の認定が必要になるというものです。

付け替えと路線の整備は、県で行われる江田交差点の事業進捗に合わせて整備を行う予定としております。

なお、江田交差点事業完了時には、路線の正確に合わせた起終点の変更をし、認定し直す予定としております。

以上で、議案第98号「町道の路線認定について」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日8日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後0時02分